



鹿行ニュース No.23

令和3年7月21日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話: 099-253-6500 FAX: 099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴信光
(公印省略)

日行連より令和3年7月20日付日行連発第471号「緊急事態宣言に伴う自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る特例的取扱」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長様

日行連発第471号
令和3年7月20日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

緊急事態宣言に伴う自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る 特例的取扱いについて（周知）

国土交通省より、令和3年7月8日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴い、申請者等の負担を軽減するため、自動車登録申請書に添付する書面の有効期間の特例的取扱いについて、添付のとおり各地方運輸局等に通知したとの連絡がありましたのでお知らせいたします。あわせて、軽自動車についても使用者の住所を証する書面において同様の取扱いが実施されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【添付】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴う自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る特例的取扱いについて
(令和3年7月12日付・国自情第88号)
- ・自動車登録申請における添付書類の取扱い関係Q&A

【国土交通省HP】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000124.html

【軽自動車検査協会HP】

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2021/notice_20210713_012923.html

以上

※ 【添付】資料及び詳細については、上記 URL・日行連ホームページの会員専用サイトにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。

使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。